

～私にもできるかな？～

取り組んでみたいと思う方は、最寄りの農業農村支援センター技術経営普及課へご相談ください。技術的なアドバイスをを行います。なお、制度の概要は以下のとおりです。

信州の環境にやさしい農産物認証制度の概要

1 認証者 長野県知事

2 認証対象品目

作目	品目
穀類	米、麦類
豆類	大豆
雑穀類	そば
果実	りんご、ぶどう、なし、もも（ネクタリン含む）、うめ、おうとう、かき、すもも（プルーン含む）、ブルーベリー、くり、あんず、キウイフルーツ
野菜	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、根深（軟白）ねぎ、葉ねぎ、野沢菜、レタス、非結球レタス、セルリー、ブロッコリー、アスパラガス、パセリ、だいごん、ながいも、ばれいしょ、たまねぎ、生食トマト、ミニトマト、きゅうり、ピーマン、さやいんげん、さやえんどう、スイートコーン、なす、かぼちゃ、すいか、いちご、チンゲンサイ、みずな、みぶな、カリフラワー、ズッキーニ、えだまめ、にんじん、にんにく、カラーピーマン、施設メロン
特用作物	茶、こんにゃく

3 認証区分及び認証基準

認証区分	認証基準
50-50	化学肥料および化学合成農薬について、「地区慣行施肥量」および「地区農薬使用回数」の50%以上を削減して生産された農産物
50-30	化学肥料および化学合成農薬について、「地区慣行施肥量」の50%以上の削減および「地区農薬使用回数」の30%以上を削減して生産された農産物で、以下に該当する場合 ・品目：りんご、ぶどう、なし、もも（ネクタリン含む）、おうとう、すもも（プルーン含む）、あんず ・当該年において、長野県IPM実践指標の評価レベルが「B」以上であること

4 認証期間 原則として1年間

5 申請受付 生産年（前年度）の1月（年1回受付）

（例：令和6年度認証→令和6年1月受付）

6 申請に係る準備 審査手数料の振り込み（審査は有料）、土壌診断の実施

一お問い合わせ先～

申請先は農業農村支援センター農業農村振興課となります。

お住いの地域の農業農村支援センターまたは農政部農業技術課までお問い合わせください。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ○佐久農業農村支援センター ☎0267-63-3147 | ○松本農業農村支援センター ☎0263-40-1916 |
| ○上田農業農村支援センター ☎0268-25-7126 | ○北アルプス農業農村支援センター ☎0261-23-6511 |
| ○諏訪農業農村支援センター ☎0266-57-2913 | ○長野農業農村支援センター ☎026-234-9514 |
| ○上伊那農業農村支援センター ☎0265-76-6813 | ○北信農業農村支援センター ☎0269-23-0209 |
| ○南信州農業農村支援センター ☎0265-53-0413 | ○長野県農政部農業技術課 ☎026-235-7222 |
| ○木曽農業農村支援センター ☎0264-25-2220 | |

【令和5年6月発行】

生産者のみなさま、ご存知ですか？

信州の環境にやさしい 農産物認証制度



しあわせ信州

長野県



長野県は、持続的な開発目標（SDGs）を支援しています
長野県は、環境にやさしい農業を強力に推進しています！

- 「環境にやさしい農業」とは？ -

家畜ふん尿を原料とした堆肥や、動植物由来の有機質を多く含む肥料を使用したり、害虫を餌にする虫（天敵）を利用したりすることにより、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らして栽培することです。

こうした栽培方法は、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献できるため、「環境にやさしい農業」といわれています。

- 「信州の環境にやさしい農産物認証制度」とは？ -

地域の一般的な栽培方法と比べて、化学肥料と化学合成農薬の使用量を原則50%以上減らしてつくられた農産物を「信州の環境にやさしい農産物」として長野県知事が認証する制度です。認証された農産物には、県の認証番号を付した認証票（シンボルマーク）の使用が許可されます。



- 認証取得によるメリットは？ -

県の認証番号を付した認証票（シンボルマーク）の使用が可能となることから、マークの貼付による販売の差別化や、消費者への訴求が可能です。

- どうやって認証するの？ -

① 申請

その年の栽培を始める前に、化学肥料と化学合成農薬の使用量を原則50%以上減らして栽培する計画書（申請書）を提出していただきます。

② 審査

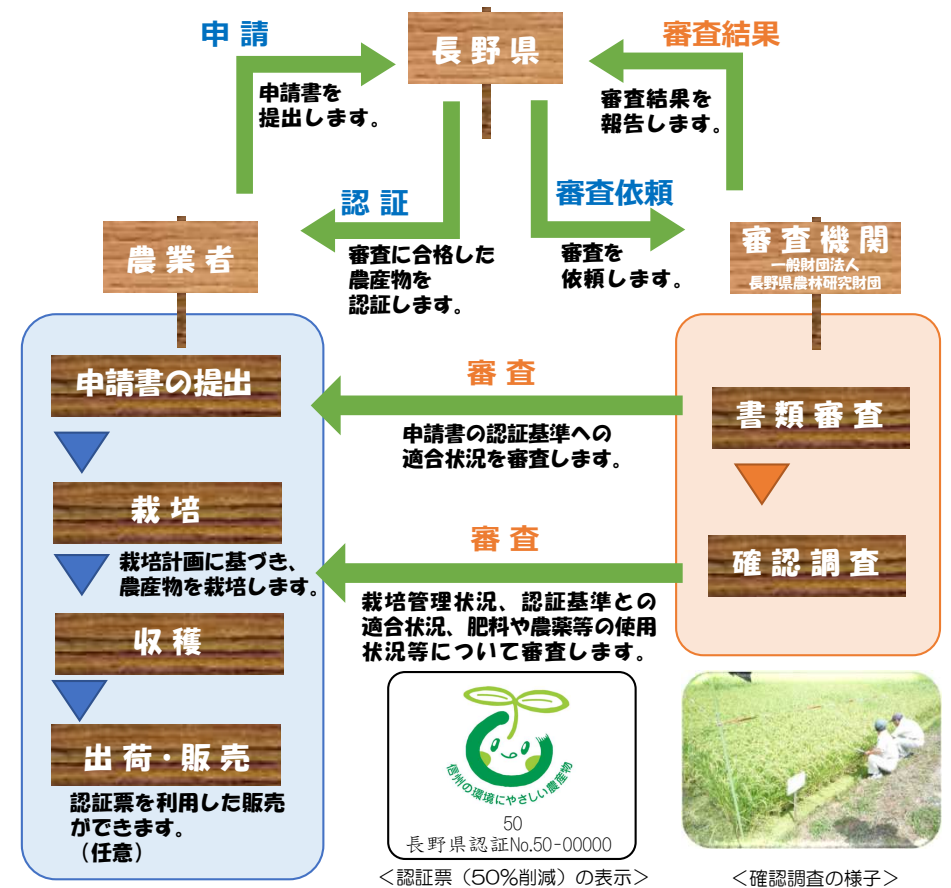
提出された栽培計画書について審査を行い、合格した農産物については、収穫前に確認調査を行います。

これらの審査は、長野県が審査機関として指定した（一財）長野県農林研究財団（有機JAS認証の登録認定機関）が行い、審査手数料は、申請者の負担となります。

③ 認証

審査に合格した農産物は、「信州の環境にやさしい農産物」として、認証票（シンボルマーク）を利用して販売することが許可されます。

- 認証のしくみ -



- 認証された農産物にはどんなものがあるの？ -

認証を受けた農産物の内容（農業者の氏名、品目、認証番号等）は、長野県のホームページで公開しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/sedo.html>



- 関連する補助制度「環境保全型農業直接支払交付金」 -

本認証を取得した場合、国の「環境保全型農業直接支払交付金」の要件の1つである「地域の慣行栽培から化学肥料と化学合成農薬を50%以上低減する取組」をクリアしていますので、合わせて申請をご検討ください！！

（※別途交付金に沿った取組の実施が必要です）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo-top.html>

→「長野県における環境保全型農業直接支払交付金について」をご覧ください。

